

市長定例記者会見事項書

と き 平成24年2月20日(月) 11時～
ところ 庁議室（市本庁舎4階）

○贈収賄等事件に係る再発防止策について

○子ども手当申請状況と周知の取組について

○津市役所本庁舎1階ロビーの有効活用と設置物等の再配置について

○ボートレース津 施設設備のリニューアルについて

定例記者会見 平成24年2月20日(月) 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話229-3274)	人事課研修担当副参事 森 美穂

贈収賄等事件に係る再発防止策について

贈収賄等事件に係る再発防止策を取りまとめました。その内容は、別添のとおりです。

平成24年2月20日
津市

贈収賄等事件に係る再発防止策について

本市においては、従来から服務規律の確保及び法令遵守の徹底について各職員に対し、機会あるごとに確認してきていたところではあるが、昨年（平成23年）10月26日に本市発注の公共工事にかかわり本市職員が逮捕・起訴される事件が発生し、去る2月16日には当該元職員に対し懲役2年、執行猶予3年、追徴金10万円の判決の言渡し（宣告）がありました。

今回の事件は、これまで築き上げてきた市政に対する市民の皆様の信頼を大きく損なわせたものであり、同時に誠に許し難いものである。

この事件を受け、平成23年11月1日、同月24日及び同年12月15日の3回にわたり、それまでに判明した事実を第三者機関である津市入札等監視委員会に報告し、その審議等を経て、平成24年1月12日には同監視委員会から意見等の具申があり、また、市役所の雰囲気や空気といった組織風土等について検証することを目的に、小河副市長においては、自ら平成23年12月16日、平成24年1月12日及び同月20日の3日間、延べ6回にわたり、若手職員や幹部職員を対象に意見交換を行うとともに、同月26日には下之川事務所を含め、8か所の執務場所を巡視し、調査・確認を行い、その検証結果等の報告が同年2月6日付けであったところである。

今般、上記津市入札等監視委員会による意見等（指摘等）、さらには小河副市長による検証結果等報告を踏まえ、今回の事件の問題点を市独自の観点から、市役所組織や職員にかかわって、通り一遍で形式的な対応ではなく、真に実態を見据え、より良いものとして職員全体で共有し、対応すべく、津市としての再発防止策を取りまとめた。

津市としては、市民の皆様の信頼回復に向けて、本再発防止策を速やかに実施に移し、贈収賄等事件に係る再発防止に全力で取り組んでいくとともに、再発防止策の更なる充実に向けて引き続き検討していくものとする。

1 再発防止策に向けた基本的な考え方

今回の事件の再発防止策を考えるに当たって、津市入札等監視委員会においても指摘等があるように、その原因に関しては「職員個人の問題」に係る部分が最も大きいところであり、職員個人による服務規律及び法令遵守の欠如によることは疑いのないところである。

しかしながら、同時に公共工事が減少する中、新最終処分場建設事業に係る工事という特需が事件の背景にあることを踏まえた上で、職員間の人間関係が希薄になって、上司や同僚とも気軽に相談できる環境にはなかったことなどから、職員同士の連携・協力体制不足、職場内でのコミュニケーション不足及び上司の部下に対する確認不足や指導・助言不足などに対応した組織風土づくりが必要である。

このため、今回の事件に係る再発防止策に向けた基本的な考え方として、「情報共有（報告・連絡・相談）」、「人間関係等（コミュニケーション及び信頼関係）」、「執務場所」及び「服務規律及び法令遵守」の4点の項目を設定し、これらの観点から必要な再発防止策を講じていく必要がある。

2 今後の再発防止策

(1) 情報共有（報告・連絡・相談）

日々の業務に追われる中、機械的な事務処理等に陥りがちになり、上司と部下との間、先輩と後輩との間、同僚間といった縦や横の組織の人間関係における双方向の情報共有が希薄になり、同じ認識であるという思い込みとともに報告・連絡・相談による確認がなく、相互理解のないまま組織のチェック機能も働かず、今回の事件の発生防止へはつながらなかった。

情報共有のツールや手段を再検討するとともに、組織においては常に情報共有（報告・連絡・相談）とその有効活用が、業務への適切な支援や問題解決につながり、どのような情報であっても軽視することはできないということを改めて認識する必要がある。

- ・ 自分で抱え込まず、上司等への報告・相談ができる組織風土づくりを推進する。
- ・ 課内や職場全体における各職員間での双方向による問題・情報の共有の徹底を図る。

【具体的な対応】

① 職場ごとの定期(週末)ミーティング(週単位の報告・連絡・相談)の開催

課長級職員の主体の下、従来からの日々の朝会（朝礼）の取組はもとより、毎週末等に各部下職員と共に、業務の進捗状況や次週の業務進行計画の確認等を図り、指導・指示等を行う。

② 職場ごとの定期(月末)ミーティング(月単位の報告・連絡・相談)の開催

課長級職員の主体の下、幹部会議における内容等を各部下職員に通知するとともに、各部下職員にあつては今後の1か月間の業務進行計画等の報告を行い、課長級職員にあつてはその進行管理等の確認のほか、必要となる指導、助言等を行う。

③ 失敗事例等から学ぶ（失敗事例等報告シートの作成等）

プラス評価もマイナス評価も行わないことを前提に、各職場においてささいな失敗事例等を含め自己申告して、その経過や対処方法等の情報の共有を図り、個人の経験値を組織の経験値とすることにより大きな失敗を未然に防ぎ、各職員の注意喚起を図る。

失敗事例等報告シートを作成して、庁内データとして公表し常時閲覧できるようにする。

（実施時期）

①から③までのすべて、平成24年4月から実施する。

(2) 人間関係等（コミュニケーション及び信頼関係）

本市においては、平成18年1月1日の合併以来、6年が経過する中、合併前の職場で形成され、慣れ親しんできた執務環境や仕事の進め方等も含めた組織風土がいまだに断ち切れていないことや、事業の推進ばかりに目が行きがちになったこと等により、上司や同僚に何事も気軽に相談できる環境にはなかったことも重大な要因であると考えられる。

このため、世代が異なる職員間や職場間等におけるコミュニケーションの充実を図り、職員の信頼関係を基盤とした組織風土づくりに真摯に取り組み、良好な人間関係や風通しの良い職場環境を構築する必要がある。

- ・ 不祥事等を許さないという職員同士の連携等並びに継続的な意識及び行動に基づく職場環境づくりを推進する。
- ・ 信頼関係を基盤としたコミュニケーションの継続・充実を図る。

【具体的な対応】

① 職場・職種横断型組織風土改革プロジェクトチームの設置

中堅職員で構成する職場・職種横断型の組織風土改革に係るプロジェクトチームの設置を行うことにより、健全な職場環境に係る課題等について議論・協議し、各職場間及び管理職員と一般職員の橋渡しとなり、前例にとらわれない組織風土の構築や職員間の継続した交流を図る。

② 部長級職員と部下職員との意見交換会の開催

部長級職員と課長級部下職員、さらには部長級職員と若手部下職員等との意見交換会を定期的に開催し、ある程度の小規模人数での形態も柔軟に取り入れ、活発な意見交換を図ることにより、部長級職員にあつては課長級部下職員の意見等や若手部下職員の意見等を、また課長級部下職員や若手部下職員等にあつても部長級職員の意見等を把握することにより、それぞれの立場や考えを理解し、相互理解を深める。

③ 課長と語ろう無礼講ミーティングの開催

たとえ勤務時間外で短時間であっても課長級職員と部下職員との上下関係において、それぞれが相手の立場を意識しないで無礼講（フラット、オープン、自由闊達）のミーティングを定期的に開催し、お互いが直接忌憚なく対話することにより、通常業務においても気軽に相談等のでき得る環境づくりへとつなげる。

また、当該ミーティングの実効性の向上を図るため、その開催日時・場所や開催方法は、自らの判断とし、何ら制限せず、他課の有効事例や具体例も紹介し、その展開の拡大を図る。

④ 管理監督者自らによる業務の確認・把握及び現場巡視

管理監督者自らが挨拶はもとより、常に部下職員に声を掛け、その業務の進捗等について確認・把握を行う。

このため、管理監督者にあつては、現場の状況等についても、自ら確実に把握しておくことを念頭に、その巡視も適確に行い、その際にはできる限り部下職員と同行することにより直接対話の機会を設定する。

（実施時期）

①から④までのすべて、平成24年4月から実施する。

(3) 執務場所

今回の事件に関係のあった下之川事務所は、新最終処分場建設事業においてその現場や住民との距離が近かったため、同事業の推進には折衝・協議のため

には一定の効果があつたと考えられる反面、同事務所内で工事の設計積算業務そのものを行っていた状況については、工事発注の観点から考えると事業者や現場との距離が近過ぎたと考えられる。

加えて、下之川事務所のような小規模な人員体制の執務場所では、本庁からの距離もあり、指揮監督や支援体制にも課題があり、現場に近いことによる利便性と、管理監督体制及び職員間の支援体制のバランスを検討した上で、執務場所を変更する。

- ・工事の設計積算業務の執行の在り方等も勘案し、小規模な執務場所（下之川事務所等）の移転、集約を図る。

【具体的な対応】

① 環境部新最終処分場建設推進課に係る執務場所の移転、集約

本庁舎等、津市白銀環境清掃センター内及び下之川事務所の3か所に分散配置する執務場所について、津市白銀環境清掃センター内の執務場所に関しては本庁舎に移転、集約するとともに、下之川事務所の執務場所に関しては工事設計業務等に係る事務を美杉庁舎内に移転し、同事務所は地元調整等に係る詰所とする。

② 建設部建設維持課道路等特定事項担当の執務場所の移転、集約

本庁舎及び下之川事務所の2か所に分散配置する執務場所について、工事設計業務等に係る事務を本庁舎又は津リージョンプラザ内の1か所に移転、集約し、同事務所は工事監督に係る詰所とする。

（実施時期）

①及び②ともに、平成24年4月から実施する。

(4) 服務規律及び法令遵守

今回の事件については、公務員として当然あるべき職員個人の服務規律及び法令遵守の欠如が最も大きいところである。

不正を防止するためには、職員各個人の意識向上無くして、再発防止策が有効となることはあり得ないところであり、その基本となる服務規律の確保及び法令遵守の徹底が更に求められる。

しかしながら、今回の事件は、公共工事の減少により競争入札が激化する中、新最終処分場建設事業という特需等が当該事件を生んだということも背景にあり、地域住民から信頼を得るという必要性もあって地元住民でもある事業者と

の接し方に一線を引くなど、毅然とした対応ができなかったことが原因ともいえる。

このため、住民でもある事業者との接し方や不正の兆候・端緒の早期把握と迅速な対応についても、同時に強化等を図る必要がある。

- ・公務員としての心構えの再確認を絶えず行う。
- ・事業者との接触ルール等に係る判断基準の明確化や強化等を行う。
- ・公務員としての使命感、責任感を喪失した結果ゆえの不正の兆候・端緒の早期把握と未然防止を図る。

【具体的な対応】

① 職場、職種及び階層に応じた研修や各種の研修制度の活用

対外的に交渉等が必要な職場や職種、また各階層に応じた研修や、各種の研修制度を活用して実務に即した研修を行う。

② 事業者との接触ルールの明確化・強化等

複数の職員による対応の徹底や打合せ記録簿の備付けの徹底とともに、契約事務等における課題等に係る相談窓口の設置及び当該相談内容と回答の公開を行うなど、判断基準の明確化や強化等を図る。

③ 公益通報制度及び不当要求行為等防止制度に係る周知徹底

「津市職員等の公益通報に関する要綱」及び「津市職員に対する不当要求行為等の防止に関する要綱」について、改めて周知徹底を図るとともに、公益通報の迅速かつ適正な対応を更に推進し、また不当な働きかけや不当要求行為等に対しても具体事例や対処方法に係る例示、連絡、公表等を行うことにより注意喚起を図る。

(実施時期)

①から③までのすべて、平成24年4月から実施する。

3 今後に向けて

(1) 再発防止策の実施結果の評価

今回取りまとめた再発防止策については、その実施の状況及び結果に係る自己評価を行うとともに、1年後を目安として、その結果等について第三者機関である津市入札等監視委員会に報告し、その評価を得るものとする。

(2) 継続的なフォローアップ及び更なる改善

上記(1)の実施結果の評価に加えて、事件の抑止力の強化といった観点からも、国、県、他市等の様々な取組を注視し参考にして、継続的にフォローアップを行い、見直しや運用の改善に持続的に取り組む等、更なる改善を図る。

(3) 市民の皆様の信頼回復のために

今回の事件にかかわり、上記のとおり再発防止策を取りまとめたところではあるが、どのような再発防止策を講じたとしても、職員一人一人が強い意思と高い倫理観の下で、再発防止に取り組まなければ有効なものとはならない。

組織風土の改善に当たっては、一見遠回りでも、地道かつ継続的な職員間における良好な人間関係及び信頼関係の構築こそが迅速な情報共有（報告・連絡・相談）へとつながり、またそのことが再発防止には最も有効な手段であると考えられる。

今後においては、今回の事件を一過性のものと風化させることなく厳粛に受け止め、二度と不正行為、違法行為を起こさない、起こさせないという不退転の決意の下、真摯に再発防止に取り組み、職員一人一人が変わり、それぞれの組織が変わり、そして市役所全体が変わり、さらには一丸となって全力で業務に取り組むことにより、一日も早い市民の皆様の信頼回復へとつなげていくことが必要である。

定例記者会見 平成24年2月20日(月) 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 こども家庭課 (電話229-3155)	こども家庭課長 谷口 ひろみ

子ども手当申請状況と周知の取り組みについて

今月14日、厚生労働省から、昨年10月分以降の子ども手当で、受給のための申請をしていない未申請率が、全国の推計で11.2%であることが発表されました。

津市では、平成24年2月16日現在で、対象となる約20,700人のうち約950人、4.6%の方が未申請となっています。

申請期限の3月末(窓口での申請は3月30日(金)まで。郵便による申請は3月31日の消印有効)までに申請を行わなかった場合は、平成23年10月分から平成24年3月分までの手当を受けることができませんので、申請漏れのないように、個別通知による申請勧奨・各種広報による呼び掛けなど、よりきめ細かい対応を行います。

1 子ども手当の申請状況

平成23年10月4日 平成23年10月期支払通知書に法改正の案内を付記して送付、
対象者約20,700人(児童数約34,000人)

平成23年10月31日 対象者約20,200人に認定請求書を送付(約500人は案内等で
事前に申請済)

平成23年12月22日 未申請者約6,800人(全体の33%)に個別の勧奨通知を送付

平成24年2月16日 未申請者約950人(全体の4.6%)

2 今後の申請周知の取組

- ・未申請者に対し、3月初旬に再度、勧奨通知を送付予定
- ・広報津(3月1日号)への記事掲載、ケーブルテレビ文字放送及び津市ホームページを通じた申請手続きの呼び掛けを実施

定例記者会見 平成24年2月20日（月） 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
商工観光部 観光振興課 (電話229-3170)	シティープロモーション担当副参事 岸田 慶仁
政策財務部 広報室 (電話229-3111)	広報室長 戸上 喜之
政策財務部 財産管理課 (電話229-3125)	財産管理課長 村田 宗秀

津市役所本庁舎1階ロビーの有効活用と設置物等の再配置について

市民等が多く集う津市役所本庁舎1階ロビーには、津城の模型、物産、防災用品、交流事業等のさまざまな展示のほか、ソファや各種パンフレット類等が設置され、旧津市の時代から庁舎エントランスとしての機能に加え、来庁舎への情報提供の場として一定の役割を果たしてきました。

しかしながら、合併前から引き継がれたものも多く、設置物や什器等の老朽化とともに不統一感によりロビー空間として良好な景観形成とは言えない状況となっております。

こうしたことから、津市では、来庁者が心地よく交流いただける空間形成を図るとともに、防災上の避難動線や緊急時に避難できるスペース等を確保するため、本庁舎1階ロビーの在り方を抜本的に見直し、下記のとおり有効活用と再配置を行います。

記

1 コンセプト

本庁舎1階ロビーの有効活用と設置物等の再配置にあたっては、次の視点に立って見直します。

- (1) 交流する来庁者に向けた的確な情報提供
- (2) 来庁者の日常におけるスムーズな移動と、非常時における安全な避難動線や緊急時に避難できるスペース等の確保
- (3) 市本庁舎の玄関口である1階ロビー空間の良好な景観形成

2 内容と時期

設置物等	再配置の仕方と有効活用		再配置期日
	内 容	有効活用等	
津城全体模型 津城丑寅三重櫓(うしとらさんじゅうやぐら)構造模型	移設	・津市まん中交流館(津センターパレス地階)で展示	平成24年 3月3日(土) ～4日(日)
防災グッズ 国際・国内交流コーナー 津市の物産 船舶模型(2隻)	収蔵	・イベント等で活用	
ソファ・テーブル 長 イ ス	撤去	・再利用	
テ レ ビ	引き続き活用	・ロビー景観等に配慮して再配置 ・ケーブルテレビ津市行政情報番組を放映	
吉田沙保里選手パネル ゴーちゃんパネル 津なぎさまちパネル シロモチくんモニュメント パンフレットラック コ ピ ー 機 乳 母 車 車 い す 等	引き続き活用	・ロビー景観等に配慮して再配置	
【新規】 テーブル・イスセット(1セット)、ロビーチェア(2脚)		・新規購入等 ・ロビー景観等に配慮して再配置	
【新規】 グラフィックパネル (約W1,000 ^{ミリ} ×H2,000 ^{ミリ} 、6枚)		・新規購入 ・ロビー中央の柱3本に計4枚、北ロビー西壁面に2枚、合計6枚新設 ・自然、歴史、文化、伝統行事、物産、名産等の写真で視覚情報を提供	

3 予算措置

(1) 平成23年度（現計予算の執行残で対応）

既設展示物の撤去・移設

1, 0 6 2 千円

テーブルセット購入

9 4 千円

グラフィックパネル製作

5 8 1 千円

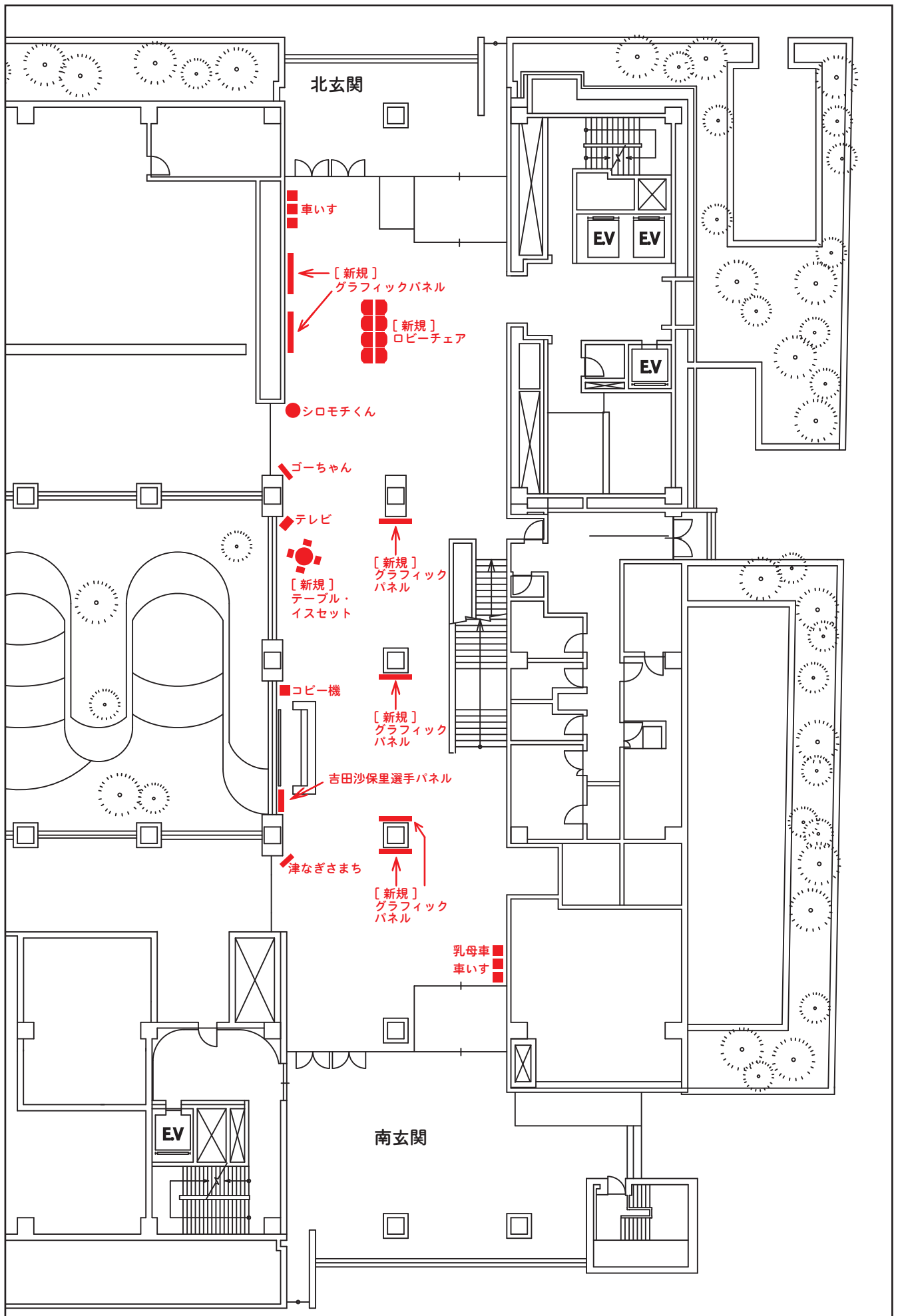
(計) 1, 7 3 7 千円

(2) 平成24年度（当初予算(案)に計上）

グラフィックパネル製作（内容更新費用）

2, 0 2 9 千円

津市役所本庁舎 1階ロビー再配置図



定例記者会見 平成24年2月20日（月）11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
競艇事業部競艇事業課 (電話224-5106)	競艇事業部次長(兼)事業課長 松岡 日出洋

ボートレース津 施設設備のリニューアルについて

ボートレース津では、平成24年1月30日からスタンド棟を閉鎖して、老朽化したスタンド棟対岸の大型映像装置、館内の映像設備、舟券の自動発券機などのリニューアル工事を進めておりましたが、このたび工事が完了し、2月29日、リニューアルオープンいたします。

リニューアルにより映像装置が大型化され、舟券購入方法が増えるなど、より充実したレース観戦が可能となります。

また、津インクルについても4場発売となりますので、舟券の購入幅が広がります。リニューアルしたボートレース津&津インクルを、ぜひお楽しみください。

記

1 更新内容

- (1) 対岸大型映像装置
- (2) 場内映像設備
- (3) 自動発券機

2 リニューアル後のレース開催

平成24年2月29日GⅢマキシークップから（開門時間 午前9時50分）

3 主な改修内容

- (1) 対岸大型映像装置
 - ・放電管からLED（ハイビジョン対応）に変更
 - ・682インチの映像（改修前は620インチ）
- (2) 場内映像設備
 - ・場内モニターを、液晶モニターとし、主に42インチに変更（改修前は32インチ）
 - ・バーチャルラインの追加（スタートラインなど場内モニターへ表示）
- (3) 自動発券機
 - ・3点ボックスから4点以上のボックス購入が可能
 - ・1軸固定の流しの購入が可能
 - ・マークカード20枚まで同時に投入が可能
 - ・1件の処理スピードが約20%アップ
 - ・津インクルは2月21日から4場発売（基本はデイレース2場、ナイトレース2場）

4 更新経費

リース契約のため初期経費はなし。

リース先[財団法人競艇振興センター 利率0.1%]

(1) 対岸大型映像装置

278,500,140円

10年(120回)リース(年間支払額約2,780万円)

(2) 場内映像設備

612,625,438円

6年(72回)リース(年間支払額約1億200万円)

(3) 自動発券機

595,696,188円

6年(72回)リース(年間支払額約9,900万円)